

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」第2回会合（記者ブリーフ要旨）

9月17日18時40分過ぎから、首相官邸において、北岡座長代理が「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」第2回会合に関する記者ブリーフィングを行ったところ、概要以下のとおり。

1. 冒頭発言

（北岡座長代理）

- （1）本日17：05頃から約1時間半、安倍総理御出席の下、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「懇談会」という）第2回会合を開催した。冒頭総理からスピーチがあり、その後自分から挨拶を行った。その後、政府から配布資料に基づき、「我が国の安全保障に係る法的基盤の現状」、「我が国を取り巻く戦略環境の変化」について紹介があった。その後行われた意見交換では、いかなるときに今の安全保障関係法制には不備があるのかということについて様々な具体例が挙げられ、議論が進められた。
- （2）議論では、前回の懇談会で示された4類型については対処していかなければならないという意見を皆有していた。前回の報告書で示した類型とは、類型の第1と第2については集団的自衛権の話であり、類型の第3と第4は集団安全保障の問題である。今回の会合では、それに加えて、個別自衛権に係るけれども法制が不備なもの、例えば、武力攻撃に至らない侵害があったときにいろいろ対処が必要ではないかという議論が行われた。また、一部PKOに関連するものとして、例えば現に南スーダンに自衛隊が行っており、その国内で活動する日本人のJICAの職員が危険に晒されたときに何もできないのか、それは変ではないか、という意見も出された。さらに、シーレーンの防衛についても、日本の安全に非常に密接に影響が及ぶという議論等も行われた。
- （3）こういう話をすると、「地球の裏側まで行くのか」という議論をよく提起される。これは、我々の安全保障のカードを一つ増やす、自衛のための手段を一つ増やすということであり、権利であって義務ではない。日本と密接な関係にある国が不当な攻撃を受け、それをそのまま放置すれば日本の安全に重大な影響を及ぶ場合に、また、被害国から明示の要請がある場合に、日本が自衛隊を動かすことは、日本がこの問題に対応する意向があるかどうか、日本の国益に適うかというのをよく考えて、行動するということである。権利というのは、必要な場合に行使するということである。他方で、集団安全保障というのは、それぞれの国のできる範囲で行うものであるが、これは一種の義務であり、集団的自衛権とは異なる。
- （4）以上のとおり、本日の議論は、個別自衛権関係で制度が不備なもの、集団的自衛権は行使できないというこれまでの解釈によって不都合が生じているもの、集団安全保障の領域で日本が当然やるべきで今の解釈ではできていないもの、そういうものが中心となって議論が行われた。
- （5）憲法解釈をどう考えるかという理論的な側面については、次回会合で行う予定。

2. 質疑応答

(問) 法制が不備なものというのは、具体的にどういう不備が生まれているのか。

(北岡座長代理) 武力攻撃があった場合は個別的自衛権の防衛出動で対応するが、日本の自衛隊法はポジティブ・リスト形式である。どういうときにどういうことができるかについて書かれており、かなり厳しい条件の下で認められている。他方、武力攻撃未満の侵害があった場合にどう対処するかというのは、ほとんど書かれておらず、非常に不備である。これは、日常最も我々が接触する可能性のある危機であって、何らの対応策を盛り込んでおかないのはまずいという指摘があった。

(問) 今のことに関連して、武力攻撃に至らない、日本の存在を脅かす事態というのは具体的にはどういうことが考えられるのか。また、次回会合はいつで、報告書をいつ頃出すかというところの認識の共有はある程度されたのか。

(北岡座長代理) 例えば、日本の領海に某国の潜水艦が入ってきて、あらゆる説得を行ったにもかかわらず出ていかないという場合は、これは武力攻撃ではないだろうが、出ていきなさいと言う以外何もできなくてよいのかといった問題がある。このような事例はたくさんある。

次回は来月開催すべく調整中である。報告書提出のタイミングについては、本日は議論はなく、未定であると承知している。我々はあくまで総理の諮問を受けた会合であり、総理の諮問を受けて提出することになる。

(問) 安保法制懇のプロセスを国家安全保障戦略や防衛大綱の見直しにも反映すべきだと先日されたが、どういった形で反映させるのか。安保法制懇において中間的な成果物を出すのか。

(北岡座長代理) 形式は総理からの指示とタイミングによる。例えば、総理が言っておられる、国際協調に基づく積極的平和主義では、今のようなPKOではまずいだらう。例えば、今、南スーダンにおいて、隣にルワンダやカンボジアのピース・キーパーがいる状況で、彼らが日本の部隊を守ってくれるが我々は彼らを守れない。日本と一緒にPKOに参加していても、他の参加国の部隊を助けることができないということでは、先方は驚くだろう。かかる日本の状況は世界ではまだあまり知られていない。これを知れば、各国は日本と一緒にPKOに参加することを嫌がるかもしれない。このような状況は、総理のおっしゃる国際協調に基づく積極的平和主義とは矛盾するので、これを変えたいという我々の気持ちは何らかの形で盛り込まれると思う。その盛り込み方、タイミングについては、提言が出ていなければ絶対にできないというものでもないだろうし、大体コンセンサスがあれば盛り込まれるものと考えている。

（問）集団安全保障への参加について委員からどのような意見があったか。国連決議の有無や歯止めの議論について、どのような意見があったか。

（北岡座長代理）歯止めの議論は次回になるが、大体において、国連決議があることを前提にしている議論が多かったように思われる。ただ、本日は十分議論はしていない。

（問）概ねのコンセンサスとしては、国連決議がある場合は自衛隊の集団安全保障への参加を良しとするとのことでよいか。

（北岡座長代理）国連のやり方としては、集団安全保障はそれぞれの国の仕組みに従ってということになっている。例えば、日本の自衛隊は実戦経験がないため、攻撃部分に参加しろと言われてもすぐにできるものでなく、当面は輸送、後方支援等が中心になると考える。他方、1990年の湾岸危機の時に何もできなかったような事態は避けたいということについてはコンセンサスがあると思う。

（問）先ほどシーレーンの防衛に言及があった。こういった個別の事案に関し検討する小委員会を設けるとの一部報道があったが、これについて本日何らかの決定があったか。

（北岡座長代理）そのような報道は完全な誤報である。そうした議論は出たことがない。シーレーンは典型的な例であるが、集団的自衛権は抑止を目的としており、未然に起こらないようにするという。他国の艦隊と一緒にパトロールすることにより、未然に紛争は防げるかもしれない。その意味で、集団的自衛権は必要最小限を超えるからダメだというのは疑問であるとの意見は本日も提示されていた。ただ、理論的議論を本格的に行うのは次回以降と考えている。

（問）前回の会合は2月であり、7か月時間があつた。この間、座長からも勉強してきたとの発言があつたが、この期間に取り組まれたことを教えて欲しい。

（北岡座長代理）前回会合以降、いろいろな事例や各国の法制がどうなっているか等勉強してきた。また、何度も述べているとおり、懇談会の立ち上げや、いつどういう提言をしてほしいということ、総理の出席の可否は、いずれも総理の日程や判断次第であり、我々がとやかく言うべきものではない。今般、総理からそろそろ再開したいとの要望があつたことを受けて、我々は再度集まったということ。総理は、今次会合の開始から終了まで1時間半参加し、熱心に議論を聞き、若干の発言もしておられた。

（問）先ほど説明のあつた、南スーダンに自衛隊が行っており、同国内にいる邦人が危険に晒されている場合に自衛隊は何もできないのかという例は、広く考えれば外国で戦乱や紛争に巻き込まれた邦人の救出、今は安全地域でしか輸送活動といったものができ

ないのだが、これに対する疑問が含まれるのか。また、インド洋が機雷で封鎖された場合の掃海や日本に原油を運ぶタンカーを日本独自でも防衛する若しくは他の親密な国と共に防衛するといった（シーレーンの防衛につき）どのような問題提起があったのか。

（北岡座長代理）防衛的なケースと法理的な裏付けの二面から考える必要がある。言及のあった南スーダンのケースは、PKOをもう少し柔軟に実施していこうということであって集団安全保障の問題である。他方、在外の邦人救出は個別的自衛権の判断となる。これは権利であって義務ではないので、どうすれば一番有効に救出できるかということを考える必要があり、通常は当該国の軍隊に依存する。そうでなければ例えば非常に密接な関係にある国、この前の例で言えばフランスに依存することになる。ただ、どうしてもやむを得ないとき、又は日本がやる方がいいというときは、当該国の同意を得て日本がやらなくてはならない。したがって、これは個別的自衛権の不備を補うというケースといえる。また、シーレーンのケースについては色々な対応法があり、日本の船が襲われたら個別的自衛権、多くの国が関心を持って取り組む場合は集団安全保障、日本の友好国の船が攻撃を受けた場合は集団的自衛権といったように安全保障上の事象は同じでも、起こり方によって権利義務関係がいくつかの類型に分かれると考えられる。

（問）在外邦人の救出に関しても本日そのような問題提起があったのか。

（北岡座長代理）これについてはあまり議論していないが、誤解がないようお願いしたいのは、当たり前だから議論しないということもある。本日は事例を列挙しただけであって、各事例につきそれは違うとかそれはやるべきでないといった議論をしたわけではなく、むしろ、それはそうだとした議論が多かった。

（了）